
ふるさと納税ワンストップ特例制度のお知らせ

この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等の方がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先自治体に特例適用の申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な制度です。

1 特例が適用される対象者の要件

次の(1)および(2)のどちらにも該当する場合のみワンストップ特例制度の対象となり、特例適用のための申請ができます。

(1) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること

→ ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方

(2) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること

→ その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方

2 申請手続の方法（マイナンバーが必ず必要です！）

ワンストップ特例制度の利用を希望される方は、別添「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入、押印のうえ、下の(1)から(3)のいずれかの書類を必ず同封し、沖縄県総務部税務課に提出してください。（※令和4年1月11日（火）【必着】

マイナンバーが確認出来ない場合、税額控除が受けられない場合があります。

(1)マイナンバーカードの写し(両面)

(2)通知カードの写し(記載情報と現況に相違のないもの)と運転免許証の写し(両面)

(3)マイナンバーの記載された住民票の写しと運転免許証の写し(両面)

(転居で住所変更などがあった場合)

※提出済の特例申請の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月11日（火）までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を沖縄県へ提出する必要があります。

3 申請書提出先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁5階税務課課税班 ワンストップ特例申請担当